

平成 2 7 年度財政援助団体監査報告書に基づく
改善策及び顛末

平成 2 8 年 6 月

糸島市

平成 27 年度財政援助団体監査報告書に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
第 2 監査の結果等 2 糸島市観光協会に対する監査の結果 糸島市観光協会の事業は、観光事業の総合的な振興と、地域の活性化を図るという目的を十分達成しており、市からの補助金交付についても公益性が認められた。 また、市の補助金に係る出納その他の事務は、おおむね適正に処理されていたが、一部に改善を要する事項が認められた。 その主な内容は、次のとおりである。 会計事務に関する書類作成等について、一部不備が見られた。 予算の執行、決算の作成及び財産の管理について、一部不備が見られた。 特別会計又は積立金会計の設置根拠が明確となっていない。 他団体の実施事業に対する交付金交付事務に不備が見られた。 3 企画部シティセールス課に対する監査の結果 企画部シティセールス課における糸島市観光協会に対する補助金に係る事務は、おおむね適正に執行されていたが、一部に改善を要する事項が	【シティセールス課】 平成 28 年 2 月 26 日に、一般社団法人糸島市観光協会に対し、監査結果に基づき、今後の改善策について指導を行った。 会計事務に関する書類作成の不備については、収入伝票や支出伝票の適正な作成、現金出納簿の月締め集計の徹底等を行うよう指導した。 予算の執行、決算の作成については、糸島市観光協会の総会資料（決算資料）の中に、市の事業補助金額の記載漏れがあったため、以後適正に記載するよう指導した。 また、財産管理の不備については、糸島市観光協会所有の施設に未登記物件があったが、平成 28 年 2 月 1 日付で登記済であることを確認した。 二丈パーキングエリア維持管理特別会計については、平成 26 年度で廃止し、平成 27 年度以降は一般会計の中で処理することとした。 また、二丈観光案内所改廃積立金については、平成 28 年度早期に運用規程を定めるよう指導した。 他団体の実施事業に対する交付金交付事務の不備については、指摘のあった事業補助は、平成 26 年度で終了している。 ただし、今後類似の事業があった場合は、事業実績を十分精査した上で交付するよう指導した。

平成 27 年度財政援助団体監査報告書に基づく改善策及び顛末

指摘事項及び意見等	主管課における措置、処理の経過及び対応策
認められた。 その内容は、次のとおりである。 補助金の算定根拠について 運営補助金、事業補助金ともに、糸島市商工・観光振興事業補助金交付規程を根拠とし交付決定を行われているが、補助金額の決定に係る算定根拠が明確ではなかった。 補助対象経費及び補助率の明確化について、整理・検討が必要であると思われる。 第 3 むすび 糸島市観光協会の会員数は、平成 26 年度で 283 人となっており、過去 5 年間は 280 人台で増減している。一般社団法人糸島市観光協会においては、定款第 3 条に定められた目的達成のため、魅力ある事業を展開し、組織の充実と活性化に努めていただきたい。 企画部シティセールス課においては、今後、観光協会に対し、適切な指導及び助言を行うとともに、補助金交付の更なる明確化を図っていただき、本市の観光振興の中心的存在である観光協会の組織充実と活性化につなげ、観光事業の総合的な発展及び、地域の振興・活性化を推進していただきたい。	糸島市商工・観光振興事業補助金交付規程第 2 条の 2 第 2 項に規定する補助金交付対象事業の経費の範囲及び補助率については、糸島市商工・観光振興事業補助金交付基準を定め、明確化した。運営補助金については経費総額の 2 分の 1 以内、事業補助金については経費総額の 2 分の 1 以内又は定額とした。（ただし、国及び県が定める関係補助金交付要綱等に掲げる補助事業で、市の負担率の定めがある場合又は市長が特に必要と認めるものは除く。）